

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録していたが、労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 の規定に基づき登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき、下記のとおり公示する。

記

	変更前	変更後
登録教習機関の名称	一般社団法人日本ボイラ協会大阪支部	同左
登録教習機関の住所	大阪市中央区石町 2 - 5 - 3	同左
代表者の氏名	代表者 刑部 真弘	代表者 辻 裕一
事務所の名称	上記「登録教習機関の名称」に同じ	同左
事務所の所在地	上記「登録教習機関の住所」に同じ	同左

変更する年月日 令和 6 年 6 月 20 日

登録番号 大阪労働局長登録第 7 号

令和 6 年 6 月 12 日

大阪労働局長